

## 質問回答

平成 25 年 7 月 29 日

案件名: バングラデシュ国ダッカ都市交通法整備支援 [有償勘定技術支援]

当該頁の項目	質問	回答
1 ページ 3 段目 設計の基本的条件となる「技術基準」および一般規則(標準)の中の「構造規則(標準)」等をまず整備し...	「技術基準」、「一般規則(標準)」、「構造規則(標準)」とは、日本の鉄道の技術基準に関する法体系中、それぞれどれに該当するものを想定しているのか。「一般規則(標準)」とは「一般規則」または「一般標準」という意味か。	日本の鉄道法体系の中では、 ・「鉄道に関する技術上の基準を定める省令」と、 ・「(旧)鉄道構造規則」 の両者を含むイメージです。なお、後者は、現在では、 土木施設実施基準、軌道施設実施基準、電気設備実施基準、運転保安設備実施基準などに細分化されております。 また、「一般規則(標準)」とは「一般規則」または「一般標準」という意味です。
3 ページ 1 段目 詳細設計コンサルタント (General Consulting Services、以後「GC」と言う。)	「ダッカ都市交通網整備事業準備調査(DHUTS)」で提案された基本仕様に、本業務で策定する技術基準を合わせる必要があるのか。	ご理解のとおりです。円借款事業「ダッカ都市交通整備事業(1)」は、「ダッカ都市交通網整備事業準備調査(DHUTS)」の情報に基づいて案件形成することでバングラデシュ側と合意しているため、同事業の効果発現のためには、DHUTS で提案された基本仕様と整合する技術基準の策定が求められます。
3 ページ 4 段目 日本や周辺先行国の先例の参照	バングラデシュ周辺の都市鉄道における類似先行国の情報収集をするため、インドやタイ等周辺国の現地調査を行うことは認められるのか。見積書には周辺国への出張旅費も見込んでよいか?	各社の提案において周辺国への出張が必要だと判断する場合、それに係る費用は見積書に積んでください。

<p>3 ページ 4 段目 採用が合意された軽量車輛</p>	<p>軽量車輛とは具体的には STRASYA のことか。STRASYA の仕様と、「ダッカ都市交通網整備事業準備調査 (DHUTS)」で提案されている仕様に適合しない部分がある場合、どちらが優先されるのか。</p>	<p>「ダッカ都市交通網整備事業準備調査 (DHUTS)」で提案され、円借款事業「ダッカ都市交通整備事業(1)」で合意されている仕様を優先します。(但し、本業務実施中の分析において、右仕様を技術基準として設定することによる弊害が多く想定された場合、JICA や実施機関、GC 等と協議の上でより最適な技術基準を再提案することも可能です。)</p>
<p>1 ページ 4 段目 ダッカ都市交通事業における設計クライテリアとして、最低限必要となる技術基準・構造規則(標準)等が整備され… 他</p>	<p>本調査で求められている技術基準の適用対象(ダッカのみか、全国か)、法体系下での技術基準体系(認証に用いるためのものか、個別の規格を定めよとするものか)は相手側と既に合意ができているのか?それとも、それ自体の合意を得るところからが本業務となるのか?もし、記述のように本成果物がダッカ都市交通事業のみのための技術基準であれば、他のバングラデシュのさまざまな地域への適用も想定したものとは技術基準の組み立ては相当異なるものと考えられる。</p>	<p>技術基準の適用対象(ダッカのみか、全国か)、 同技術基準が根拠とする、「Urban MRT Act (MRT 法、2013 年承認予定)」は全国を対象としますが、円借款事業「ダッカ都市交通整備事業(1)」はダッカ市内の都市交通を対象としているため、本技術基準もダッカ市内 MRT 交通(今次円借款対象の 6 号線のみならず、後続路線も含む)のみを規定する想定です。</p> <p>法体系下での技術基準体系(認証に用いるためのものか、個別の規格を定めよとするものか)</p> <p>場合によります。上下限や性能のみを設定し、事業主が同範囲内で対応して許認可を得る規則もあれば、個別に遵守すべく規格する項目もありえます。これらの考え方を含めて、日本やインドなどの鉄道基準に照らし、当体系のあり方全体についての提案を求めています。(6 . 業務の内容(1)(オ)で求める「法規則体系のあり方」)</p> <p>相手側と既に合意ができているのか?</p>

		<p>本業務において作成される技術基準案を用いて JICA がバングラデシュ側政府と合意する予定です。本業務を受注するコンサルタントにバングラデシュ側政府からの合意を取り付ける責任は求めています。(なお、6 . 業務の内容(5)「Urban MRT 法の閣議承認への支援」は最大限、承認を迅速に得られるための支援を求めています)。但し、いずれの場合においても、バングラデシュ国実施機関側と緊密に話し合いながら技術基準案を策定し、その意向を反映した内容にする必要はあります。</p> <p>もし、記述のように本成果物がダッカ都市交通事業のみのための技術基準であれば、他のバングラデシュのさまざまな地域への適用も想定したものと技術基準の組み立ては相当異なるものと考えられる。</p> <p>他の地域への適用は想定していません。本技術基準は、「ダッカ MRT 事業(今次円借款対象の6号線のみならず、後続路線も含む)」を確実に実施するための規則として策定されるものです。今後、他都市において他の MRT が導入される場合は、その都市に即した別の基準規則が制定されることを見込んでいます。(JICA/日本の関与は未定)</p>
10 ページの 3. 対象国の便宜供与について	本コンサルトに対する執務スペースの提供等は想定されないとあるが、見積書の中では事務所設置にかかる諸設備費用を含めてよいということによろしいでしょうか？	ご理解の通りです。総括の指導下、各分野間で技術情報を緊密に共有しあうことが必須とみなされる本業務においては、専門家が一堂に会する執務場所が必要です。しかしながら、(バングラデシュ側実施機関のカウンタ

		<p>ーパート職員らと協議する場所は都度、確保するよう依頼済みであるが、 Bangladesh 側実施機関の手薄なオフィス事情に鑑みると、本コンサルタントのためだけに日常的に作業を行う勤務部屋が付与される可能性は極めて低いです。また、本事業の業務対象地ダッカでは、2013 年末に予定されている選挙に向けたホルタル(ゼネスト)により、交通移動が禁止される日も多発しており、外国人宿泊ホテルから当実施機関へ出勤できない場合も多分に想定されます。よって、あらかじめ見積書の中で、本業務遂行のための執務スペースの設置費用を見積書に含めることを可とします。(例：宿泊予定ホテルの会議室 8 時間 / 日 × 1 か月分 × 3 回分の費用、等)</p> <p>なお、見積書の手引きに記載のとおり、団員が恒常的に使用する事務所設備品(机やプリンター他)は一般管理費等の対応となるため、別途計上はできません。</p>
--	--	--